

生活水準を維持するには余りに低すぎることで、英国の賃金構造は人々のニーズについて全く配慮がなされていないこと、完全雇用がすべての人々に対する高所得を保証するものではないことを示すものである。

家庭のニーズを充足するのにたりない勤労所得の問題に対する明白な解決策は、賃金を増やすことであり、法定の全国一律最低賃金制を創設し、ミニマム所得はナショナル・ミニマムでなければならぬことであり、所得政策の広い立場から検討を要することである。しかし、これは極端に金のかかる方法であり、要保護者以外の賃金を上げることになるので、賃金を現在のままにしてその生活水準が不当に低い者を援助する他の方法に重点をおくことであろう。すなわち、低賃金労働者の有子家庭を援助する直接の方法は家族手当を増額することである。そこで、この家族手当の引上げをめぐる政府、野党あるいはジャーナリズムにおいて今年初めから7月下旬の政府決定にいたる半年余にわたり延々たる論争が展開された。

4月20日の下院において、保守党議員から

チャイルド・ポバティ問題に対する政府施策の貧困について動議が提出され、これをめぐって政府と野党の間にはげしい応酬がかわされた。その際、ハービソン社会保障大臣は「政府はこれに対処する最善策を慎重かつ速かに実施すべく考慮中であり、問題解決の方法として次のような4つの案を検討中であるとし、それぞれの案についての見解を明らかにした。

(1) 「家族手当の普遍的引上げ」と「税の児童控除」のいずれかにつき親の選択権を認めること。(選択が困難、運用も困難であるから見送る)

(2) 家族手当の普遍的引上げ。(保護を必要とするすべての労働者を助けることになるが、保護を必要としない多くの者の所得を増やすことにもなり、経費がかかりすぎる)

(3) 補助的家族手当制。生計中心者が常用被用者であってもよく、一定水準までの勤労収入を考慮せず、きわめて緩和化されたミーンズ・テストによりすべての要保護者に支給する。(ミーンズ・テストは勤労意欲を阻害するものであるとするTUCや労働党左派に

反対論が多い。費用も大である)

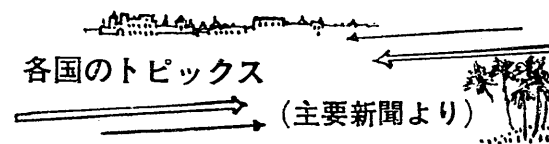
(4) 家族手当を普遍的に引上げるが税の児童控除を引下げる。税制を利用し、インカム・テストが行われる。(免税基準以下の家庭に有利だが少数の者の利益のために多数の者に対する税調整が厄介であり、政治的にも難かしい)

家族手当の引上げについては、現在多くの人々の容認するところとなっているが、議論の一つの重要なポイントは費用の問題である。

費用をめぐるのミーンズ・テスト説であり、あるいは税制における児童控除の廃止または減額による費用相殺説が論ぜられる。現在、有子家庭の場合、所得税の納税者は基準以下の非納税者に比してはるかに国家の恩典をうけている。(所得税の児童控除は年間およそ5億ポンド、家族手当の費用は約1億5千万ポンド)これは社会的公正の理念にかなったものとはいえない。しかし、所得税にお

各国のトピックス

(主要新聞より)



ける児童控除を引下げること多くの有権者に不人気であるから、標準的納税者が税制改革によって損失をこうむらないような方法において調整することが政府の政治的課題となっている。

7月24日、ゴードン・ウォーカー無任所（社会福祉担当）大臣から家族手当の引上げを含む総括的な家庭保護対策が公表された。「家族手当は来年4月から第2子以後について7シリング引上げる。但し、多子貧困家庭については第4子以降につき5シリングをこの10月から引上げることとする。4子以上の貧困家庭に対する学校給食は無料、5歳未満の子が2人以上いる家庭に対する福祉ミルクは無料とする」と。しかし、家族手当の問題については、後述する社会保障の基本方針ともからんで、その支給方式についても政府の最終的態度を打ち出せなかった暫定的対策と評しうるであろう。

普遍性の原則か 選別性の原則か

「チャイルド・ポバティ」問題を契機として、主たる論点である「家族手当」問題から発展し、社会保障に対する政府の基本方針をめぐって閣内に微妙な食い違いをみせるに至った。その対立点とは普遍性の原則 Universalism と選別性の原則 Selectivity である。

前者の立場をとるハービソン社会保障大臣と後者を主張するパトリック・ゴードン・ウォーカー無任所大臣が真向から対立する形勢となったのである。（ハービソン女史は7月25日、選別性原則反対に政治的生命をかけて大臣を辞職した）。

この問題は財政問題ともからんで将来のソーシャル・サービスに関し政府が直面しているジレンマの核心ともなっている。「ゼネラル・ポバティよりポケット・オフ・ポバティ」を重視するゴードン・ウォーカー氏は、ソーシャル・サービスにおける普遍性を廃してミーンズ・テストによる選別制を指向する政治

的勇断にふみきることを主張する。英国の貧困問題の克服には全国民に対する無料医療や巨額な国庫補助を伴う年金制度をやめて、もっと差別的なものに代えるべきだとする。（たとえば、国民保健事業における患者一部負担の大幅な導入、国民保険における固定額制から所得比例方式への全面的切换え等）そして将来の望ましい政策目標としてのいわゆる「負の所得税」（すべての社会保障給付にこの方式を採用する）の強力な支持者でもある。

ハービソン女史はゴードン・ウォーカー氏の意見とは所を全く異にする。ニードを証明しなければならない、いわゆる「ミーンズ・テスト」による給付は、ソーシャル・サービスの分野における若干の部門には必要であるが、過度に依存することはきわめて望ましからざるものとする。選別制を拡大することはすべての面において勤労意欲の阻害を招き、きわめて悪い事態を生ずるものであるとする。普遍性の原則は労働党の社会保障に対する伝統的な基本的原則であり、9月5日のブライトンにおけるTUC大会においても「社会保障給付における普遍性の原則を固守し

各国のトピックス

（主要新聞より）

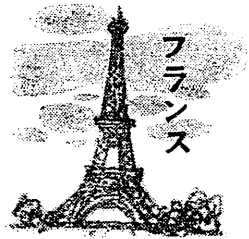
選別性の原則に断乎反対する決議が承認された。

この問題についての決着はまだついていない。だが8月21日の“ザ・タイムズ”紙は要旨つぎのように伝えている。「一時、閣内の意見がわかれた社会保障給付の選別制論争は今週末にいたって新転換をみせた。長期間にわたる論争のあげく、7月になって家族手当の固定額引上げが公表されたが、選別制反対論者とみられたハービソン社会保障大臣の辞任

によって、選別制反対グループは局地戦には勝ったが、全面戦争を失ったかの兆がある。このことは、19日に発表された“内閣は、社会保障給付の選別制を進める方向にむかってソーシャル・サービスの大幅な改革を立案している”というギユンター労働大臣の声明によって確認される」と。

(“ザ・タイムズ”：1966; 10. 10, 12. 22, 1967; 1. 15, 2. 15, 4. 20, 5. 5, 5. 15, 6. 9, 6. 19, 6. 21, 7. 3, 7. 4, 7. 10, 7. 21, 7. 24, 8. 21, 9. 4, 9. 6).

にすぎなかった一般制度全体の赤字は、その後見る見るうちに増えていき、1966年度17億8,000万フラン、本年度は30億フランに達するものと思われる。さらにこのまま推移すれば、明年は40億フランの赤字になるとさえいわれている。このような情勢の下に政府は何らかの緊急措置を講ずる必要に迫られ、昨年度と本年度は予算前払いという方式で不足額を補った。しかしこのような臨時的な措置のみでは早晚破局を免れないとして、政府はかなり早くから抜本的対策に苦慮してきた。その一環として、経済計画本部に諮問する一方、1964年春から若干の専門委員会を設置し、社会保障改革全般にわたる調査と意見を求めた。これらの諮問委員会は1～2年の審議の末それぞれ答申を提出したが、その内容は昨年及び本年始めに公表されている。政府は法的にはこれらの答申に何ら拘束されないが、結果的には今回の改革に、かなりとり入れられたといっている。



社会保障改革の動向

社会保障費の赤字増大

フランス政府はこの7～8月にかけて、機構改革、拠出金と患者一部負担の引上げを含む疾病保険改正を中心とする、かなり大幅な改革の方針を打出した。今回の改革はもちろん唐突に出てきたわけではなく、ここ2、3

年来ほぼ予想されていたところだといっている。改革を促した直接の原因は、1963年頃から目立ち始めた一般制度の財政悪化であり、なかでもここ10年来年率12ないし14%の速度で増え続け、1967年度には170億フランに達するといわれる疾病保険給付費の急増である。1963年にはそれでも1,500万フラン程度

